



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 0 9 号 令和 8 年 1 月 3 0 日発行

目 次

は県例規集登載
【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月三十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千 代 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六——一二）の一部を次のように改正する。

別表第二の「高等学校等教育職給料表の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考2に定める職員にあつては、12,200円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考3に定める職員にあつては、13,300円とする。

別表第二の「小学校中学校教育職給料表の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、11,800円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考3に定める職員にあつては、12,900円とする。

別表第三の「高等学校等教育職給料表の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考2に定める職員にあつては、10,200円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考3に定める職員にあつては、12,600円とする。

別表第三の「小学校中学校教育職給料表の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、10,000円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考3に定める職員にあつては、12,300円とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。